

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成29年5月17日（水）午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

石川達也，遠藤真澄，大城勇夫，大城純市，荻野公彦，長濱みつ子，
普久原均，細田聡一郎，矢崎豊，吉崎敦憲，與那嶺善道

（五十音順，敬称略）

（説明補助者）

請園事務局長，春田首席家裁調査官，福地首席書記官，永井次席家裁
調査官，吉村事務局次長，大嶋訟廷管理官，吉田会計課長

（庶務担当）

上野総務課長

第4 議事

1 開会宣言

2 新任委員の紹介

3 委員長選出

委員の互選により，委員長に遠藤真澄委員を選出した。

4 委員長あいさつ

5 委員長代理指名

委員長は，委員長代理に矢崎豊委員を指名した。

6 前回委員会以後の裁判所における取組等

次席家庭裁判所調査官から補導委託制度の活用への取組状況（補導委託先の新規開拓への取組，少年事件担当裁判官等の職員による補導委託先見学の取組な

ど)を報告したところ、委員から次のとおり質問等があった。

(発言者の略記=◎：委員長，○：委員（裁判所委員は□），■：説明補助者)

- 配布資料によれば、昨年度は、短期補導委託を2件、身柄付き補導委託を4件実施したとのことであるが、実際に補導委託の必要がある事件は、何件あったのか。
- 統計を取ってはいないが、実際に補導委託を検討した事件は二桁程度あった。委託したくても定員が一杯ということで断念をせざるを得なかった事件もあった。
- 早急に新規開拓をしなければ、必要なときに選択肢がないという状況にあるのか、それとも、将来的な課題であるのか。
- 補導委託を検討する必要がある少年がいるのに、定員等の問題で委託を断念していることがある。裁判所としては、そのようなことがないように委託先を新規開拓していく必要があり、喫緊の課題として取り組んでいる。
- 補導委託は、少年の意向を聴いて実施しているのか、それとも、裁判所の処分として実施しているのか。
- 裁判所の処分として行っている。補導委託の効果が見られる少年もいる一方で、やらされているという感覚がある少年については思うような効果が見られないこともあり、効果的な動機付けを行い、モチベーションを高めた上で、補導委託するように努めている。
- 補導委託は、少年の最終的な処分を決める前に、少年の生活態度などから更生が可能かを見極めるための中間的な処分であるので、仮に、補導委託がうまくいかなかったとしても、見極めるという判断には役に立っているといえる。
- ◎ 補導委託先が少なくなっていることや補導委託先から少年が逃げってしまうことなどの問題により全国的に補導委託の件数は少なくなっている現状にある。ただ、補導委託により他の人間との交流や働き甲斐を見つけて少年が更生するという補導委託のよさをもう一度見直して補導委託を活用していくべ

きではないかという動きもある。那覇家裁は比較的活用している方であるが、身柄付きの補導委託先が少ないとか、女子の補導委託先が少ないという問題もあることから様々な補導委託先が確保できるように、委員の皆様にも御協力をいただきたい。

7 意見交換

(1) 意見交換テーマについて説明

委員長は、裁判所へのアクセス及び受付案内のあり方を中心に利用しやすい家庭裁判所について、意見交換を行うことを説明した。

(2) 受付案内施設の見学

(3) DVD（ご存知ですか？家事調停）の視聴

(4) 裁判所からの説明

訟廷管理官が、裁判所へのアクセス及び受付案内の現状を説明した。

(5) 意見交換

ア 裁判所へのアクセスについて

- 那覇家裁のホームページを見たが、地家裁が一緒になっており、利用しにくいと感じる人もいるのではないか。
- 裁判所のホームページは、裁判所のイメージから離れられていないため、堅く、親しみが感じられない。利用者からすれば、すぐに目的のコンテンツに入っていけないし、文字が多く理解しにくいなど利用しにくい。すぐに目的のコンテンツに入っていけるように工夫すべきではないか。また、先ほど視聴したDVDは10分程度で制度が理解しやすいものであったので、このような動画をホームページに貼り付けるなどして活用してはどうか。
- 裁判所へのアクセス方法としてメールでの問合せがあってもよいのではないか。
- 受付では、英語の説明文書を用意しているということであったが、多言語の説明文書を用意する必要はないのか。

- 英語圏以外の外国人が窓口に来た場合は、日本語を話せる人を連れてきてもらっている。多くの場合は、はじめから日本語を話せる人を連れてきている。
- 外国人の依頼者から成年後見についての相談を受けて気づいたのだが、英語での説明文書が裁判所のホームページにも窓口にも用意されていない。確かに、全国的にはニーズが少ないのかもしれないし、各裁判所が独自に用意するには困難であることは理解できるが、最高裁判所で翻訳してホームページに準備しておくことで、少ないニーズにも応えることが可能なのではないかと考える。英語以外の言語についても、同様である。
- 海外の裁判所では様々な場所に監視カメラがあり、入口で持物検査を実施していることが多いが、日本の裁判所では、プライバシーへの問題で難しいのか監視カメラも持物検査を実施していない。家庭裁判所は感情対立が激しい事件が多く、危険物を持ち込まれるリスクが高いと思うし、身の危険を感じている当事者からすればこんなセキュリティで大丈夫なのかと感ずるのではないか。監視カメラを設置するなどセキュリティ態勢がとられていることをアナウンスして利用者に安心してもらうことも必要ではないか。
- 個別の事件では、申立の際に記載してもらう書類や本人からの情報でDV被害など生命身体への危険が予測されるような情報を把握した場合には、金属探知機を使用して持物検査を実施したり、裁判所の敷地から出て行かれるまで複数の職員に警備を行わせるなどしている。
- ◎ 前任地のさいたま家裁では、庁舎内で離婚無効訴訟の当事者による殺人未遂事件が発生し、大問題となった。東京家裁では、入口でセキュリティチェックが行われている。那覇家裁においても、利用者及び職員の生命身体の安全をどのように守っていくのかについては重大な問題であり、検討を続けていきたい。
- 仕事が休めないなどの理由で平日の夜間や土日に相談を受けたい、裁判を

受けたいなどのニーズがある。制度上の問題はあるとは思いますが、夜間相談であれば残業や勤務時間のシフトで対応できるのではないかと。月に1度程度実施することなどを検討してもらいたい。

- 弁護士会でも平日の夜間や土日に相談業務を実施している。協議離婚が簡単だからということで養育料等について何も決めずに離婚した女性が、養育料等を得られずに困窮している事例もある。女性の権利を実現するという観点から、裁判所においても離婚調停をできるだけ利用してもらうことができる態勢を構築する必要があると考える。
- ◎ 現行の制度においてどのようなことが可能なのか、どのような隘路があるのかなどの検討を行いたい。

イ 受付案内のあり方

- 1階に案内をする職員がいないが、相談に来た利用者は問題なく、受付発券機で番号札を取って待っているのか。行き先がわからずに困っている利用者はいないのか。
- たまに番号札を取らずに部屋に入ってくる利用者もおられるが、概ね番号札を取ってロビーでお待ちいただいている。
- 5年くらい前には守衛がいて案内を行っていた。1階に案内をする職員がいた方が、利用者は安心して利用できる。家裁は規模が小さいから案内する職員がいなくてよいという問題ではない。必要なものについては、最高裁にきちんと意見するべきである。
- 部屋のレイアウトを変更して、通常の業務をしながら案内をすることを検討してはどうか。
- カウンターに並んで家庭のことを相談するところを見学したが、利用者には抵抗があるのではないかと。相談しやすい環境を作ることも利用しやすい家庭裁判所につながる。例えば、パーテーションを設置してみてもどうか。

- ◎ 利用しやすい裁判所という見地から、どのようなことが可能なのか検討を行いたい。
- 公共広告機構の宣伝のようにこのような悩みを抱えている人は裁判所の手続を利用できますよ、相談ができますよという宣伝を行うことを検討してはどうか。手続の説明を受けられることを知らないままに悩んでいる人がおり、そのような人に周知をすることも必要ではないかと感じている。
- 沖縄県庁では、要請があれば、職員を小中高の学校に派遣して講義を行っているが、裁判所でもそういう態勢を作りましたとホームページに載せて、広報を積極的に実施してみてはどうか。ニーズはあると思う。
- 琉球大学でも同様に法教育を行っているが、裁判所も含めて法教育を実施すれば、子供だけでなく、資料を見た親にも裁判所の手続等が伝わり、広報としては一石二鳥ではないか。
- ◎ 本日、委員の皆様からいただいた様々な御意見については、当庁だけでは解決できないものもあるが、御意見を参考とさせていただき、利用しやすい家庭裁判所の実現に向けて改善を図っていきたい。

10 次回テーマ

引き続き「利用しやすい家庭裁判所」について意見交換を行うこととなった。

11 次回開催期日

平成30年1月17日午後1時30分

12 閉会宣言